

長野県諏訪医療圏地域医療構想調整会議開催要綱

(趣旨)

第1 諏訪医療圏における地域医療構想の策定及び実現に向けた取組について協議、検討するため、長野県諏訪医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。

(会議事項)

第2 調整会議は、次の事項について、意見交換を行う。

- (1) 長野県地域医療構想の策定に関すること
- (2) 地域医療構想の達成の推進に関すること
- (3) 地域医療介護総合確保基金の県計画に盛り込む事業に関すること
- (4) 医療及び介護の体制確保に関すること
- (5) その他必要と認められること

(構成)

第3 調整会議は、医療・福祉関係者、関係団体の代表者、住民代表、医療・介護保険者及び市町村長等で構成し、会議事項の内容に応じ、諏訪保健福祉事務所長（以下「所長」という。）が出席を依頼する。

2 所長は、必要と認めるときは、前項以外の関係者の出席を求めることができる。

(座長)

第4 調整会議に座長を置く。

2 座長は、所長とする。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月5日から施行する。

この要綱は、令和7年10月22日から施行する。

この要綱は、令和8年3月9日から施行する。